

むつ市議会第201回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成21年9月15日(火曜日)午前10時開議

諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問(市政一般に対する質問)

(1) 21番 中村正志 議員

(2) 4番 目時睦男 議員

(3) 5番 工藤孝夫 議員

【議案質疑、委員会付託】

第2 議案第81号 工事請負契約について

(市立第三田名部小学校改築工事：建築工事)

第3 議案第82号 工事請負契約について

(市立第三田名部小学校改築工事：給排水衛生設備工事)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	澤藤	一雄
3番	新谷	泰造	4番	目時	睦男
5番	工藤	孝夫	6番	横垣	成年
7番	野呂	泰喜	8番	川端	一義
9番	白井	二郎	10番	岡崎	健吾
11番	千賀	武由	12番	山本	留義
13番	馬場	重利	14番	佐々木	隆徳
15番	富岡	修	16番	菊池	広志
17番	半田	義秋	18番	高田	正俊
19番	山崎	隆一	20番	川端	澄男
21番	中村	正志	22番	村川	壽司
23番	浅利	竹二郎	24番	新谷	功夫
25番	斉藤	孝昭	26番	富岡	幸夫
27番	村中	徹也			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教員	山本	文三	教育長	牧野	正藏
公営企業 管理業者	遠藤	雪夫	代監査委員	小川	照久
選挙管理 委員会	佐々木	鉄郎	農委員 業会長	立花	順一
総務部長	新谷	加水	総務部 調整監	對馬	映子
会管総理 出納室	工藤	正明	企画部長	阿部	昇
企画部 理事	近原	芳栄	民生部長	齋藤	秀人
保健福祉 部	鴨澤	信幸	経済部長	櫛引	恒久
建設部長	太田	信輝	選挙管理 委員会 事務局	大芦	清重

監事 查務委員 局長
 教委會 事務局長
 理事 函書館 館長
 川内 庁舎 舎長
 脇野 庁舎 所長
 企副 企副 課長
 民副 民副 課長
 農委 農委 局長
 保福 保福 課長
 總總 總總 課長

齋藤 純
 高田 文明
 河野 健二
 片山 元
 伊藤 道郎
 奥島 慎一
 吉田 薫
 岩崎 若男
 澁田 剛

教育部 部長
 公企 業局 局長
 大畑 庁舎 舎長
 總副 總副 課長
 民次 民次 部長
 經副 經副 課長
 教委會 事務局長
 總總 總總 課長

佐藤 節雄
 佐藤 純一
 柳谷 正尚
 松尾 秀一
 新谷 正幸
 中嶋 達朗
 加藤 次男
 吉田 真

事務局職員出席者

事務局 局長
 總括 主幹
 主 事

工藤 昌志
 柳田 諭
 井戸 向秀

次 長
 主 査

澤谷 松夫
 石田 隆司

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（村中徹也） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

日程第1 一般質問

○議長（村中徹也） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、中村正志議員、目時睦男議員、工藤孝夫議員の一般質問を行います。

中村正志議員

○議長（村中徹也） まず、中村正志議員の登壇を求めます。21番中村正志議員。

（21番 中村正志議員登壇）

○21番（中村正志） おはようございます。むつ市議会第201回定例会に当たり一般質問を行います。市長並びに理事者の皆様におかれましては、明快かつ具体的で前向きなご答弁をお願いいたします。

いよいよ来週9月24日からは、むつ市中央1丁目8番1号、新庁舎での業務が始まります。それ

は、すなわち現庁舎との別れであり、現議場との別れでもあります。むつ市の政治の中心の場として数多くの議論がなされ、重要な政治的判断を見守ってきた現議場であります。私は、平成11年に初当選をいたしましたので、ちょうど10年になりますが、この間にも中間貯蔵施設誘致や市町村合併、新庁舎への移転など、大きな課題について議論をしてまいりました。長年にわたりむつ市の政治を見守り、歴史的場面にかかわってきた、そんな現議場に対し、心からの感謝の気持ちをあらわし、現議場での最後の一般質問を行いたいと思います。

質問の第1は、東北新幹線新青森駅開業対策についてであります。青森県民の長い間の悲願と言うべき東北新幹線新青森駅開業が来年2010年12月に迫ってまいりました。むつ下北においても千載一遇の機会ととらえ、その開業効果を最大限に引き出すために、今日まで各関係機関が取り組んでまいったところであります。しかしながら、2002年12月の東北新幹線八戸駅開業時と比較しますと、むつ下北地域の盛り上がりといいましょうか、熱意が低いように私には感じられてなりません。

東北新幹線八戸駅開業時には、大湊 八戸間の直通快速列車が登場したり、「きらきらみちのく」号が運行したりして、むつ下北地域への観光客は数字の面から見ても明らかのように、地域振興、観光振興に貢献したことは間違いのない事実であります。そのような事実を踏まえながらも、なぜ私がむつ下北地域の盛り上がりが弱いと感じるのかには2つの理由があります。

その1つは、むつ下北地域にとってこのたびの新青森駅開業は、むつ下北地域が終着駅の向こうではなく逆戻りする位置にあるということで、東北新幹線八戸駅開業時のようなような効果が見込めないのではないかということであります。2つ目の理由は、新青森駅開業に伴って東北本線青森

八戸間の経営が分離され、大湊線が他のJR線から分断されることによる利便性の低下に対する不安であります。つまりは、むつ下北地域の交通網の将来像の見えにくさが新幹線効果の予測を困難なものにしており、それが盛り上がりの低さにつながっていると私は思います。そうは申しましても、新青森駅開業効果を確保できないということは、むつ下北地域にとっては死活問題であります。

そこで、東北新幹線新青森駅開業対策の1点目として、二次交通対策についての質問をいたします。先週青森市で新幹線二次交通等整備協議会という会合が持たれたようでありますが、むつ下北地域の二次交通対策について、これまでどのような協議がされてきたのか、またむつ市はどのようにかかわってきたのか。現時点で決定していることはあるのか、決定していないならば、いつごろをめどに決定をするのか。むつ下北の人が新幹線に乗車する場合、八戸駅、七戸十和田駅、新青森駅、それぞれに接続するのにふさわしい便利だと思われる二次交通は何だと思えますか。むつ下北の人が青森や八戸、東京に行くのに不便にはならないのか。また、同様にむつ下北を訪れる人にとって今までよりも不便にはならないのか。青森や八戸、東京へ行くとき、また下北や大湊へ来るときの料金はどうなるのか。チケットの買い方はどうなるのか。現在の状況下で新青森駅開業をむつ下北地域の発展、活性化につなげることが本当にできるのか。以上、あわせてお聞きをいたします。

2点目は、「ぐるりんしもきた観光ルートバス」についてお聞きします。東北新幹線新青森駅開業に向けた取り組みとして、むつ下北地域の観光地をめぐる観光ルートバス「ぐるりんしもきた号」が本年4月4日から「国道279号コース」と「国道338号コース」の2つのコースで試験運行がされております。新たな観光の取り組みとして大い

に期待されているところであります。

そこでお聞きをします。これまでの利用状況について、お客さんの規模や種類、またこれまでに寄せられている意見や声にはどのようなものがあったのか。また、運行しているバス会社の意見について、加えて来年以降の運行の継続についてあわせてお聞きいたします。

質問の第2は、新たな過疎対策法の制定についてであります。過疎対策については、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法制定以来3次にわたる特別措置法の制定により総合的な過疎対策事業が実施され、生活環境の整備や産業振興など、一定の成果を上げてきました。むつ市においても、市町村合併により一部過疎地域となり、その対策に意を用いてきたところであります。しかしながら、人口減少と少子高齢化が急速に進んでいる過疎地域は、これまで以上に極めて深刻な状況に直面しております。過疎地域は、豊かな自然や歴史、文化を有する日本のふるさとの地域であります。また、都市に対して食料、水資源、エネルギーなどを供給し、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的、公益的機能を担っております。過疎地域がそこに住み続ける住民にとって安心安全に暮らせる地域として健全に維持されていくことが多面的、公益的機能の維持につながり、都市も含めた国民全体の安心安全な生活に寄与するものであると私は思います。現行の過疎地域自立促進特別措置法は、来年3月末をもって失効することとなります。過疎地域の厳しい現状を踏まえるならば、新たな過疎対策法を制定すべきであると私は思います。そこで、以下の3点について質問いたします。

1点目、これまでの旧3町村での状況、合併後のむつ市の状況、事業費の規模、過疎債の状況、過疎債の財源としての優位性などを含めたこれま

での過疎対策事業の実績と取り組み状況についてお聞きします。

2点目、過疎地域の指定要件、対象事業の拡大、財政措置など新たな過疎対策に望むことについてお聞きをいたします。

3点目、新たな過疎対策法制定の実現性やそれに向けた各自治体の動きや国の取り組み状況、むつ市の取り組み状況を含めた新たな過疎対策法の制定に向けた取り組みについてお聞きをいたします。

質問の第3は、資源ごみの回収についてであります。むつ市においては、昨年8月のむつ市廃棄物減量等推進審議会の一般廃棄物の収集体制等の見直しについての答申を受け、本年4月よりごみの出し方が市内全地区で統一されました。中でも資源ごみの回収について統一されたことが一番大きな改正点ではないかと思われまます。

資源ごみの回収方向は、むつ地区各町内会で行われていた集団回収と可燃、不燃ごみ同様にむつ市指定ごみのごみ袋を使用し、ごみ収集場所から収集するステーション回収の2つの体制になり、都合に合わせて選択できるようになりました。これに伴い、これまでむつ市の廃棄物行政に多大なご尽力を下さいましたむつ市廃棄物減量等推進員の皆様は本年7月26日の任期をもってこの制度が廃止をされました。むつ市は、県内においても資源ごみの回収については先進地域でありました。今後とも循環型社会を形成していくうえで、ごみの減量化とリサイクルについては重要課題であります。そこで、本年4月以降の資源ごみの回収状況について、以下の4点について質問します。

1点目、資源ごみが決められたとおりに分別されてきちんと収集されているのか。

2点目、不燃ごみとして回収されている資源ごみがふえていないか。

3点目、集団回収の数は現在どうなっているか。

4点目、むつ市廃棄物減量等推進員の廃止が資源ごみの回収に影響を与えていないか。あわせてお聞きします。

資源ごみの回収率を向上させるためには、市民の皆様の理解と協力が何よりも大切であります。一方では、資源ごみの分別の仕方がわかりづらいとか、面倒だとかという声を聞くことがあります。また、最近私が聞いた話の中で、このような話がありました。ごみステーションの管理をしている人の話ではありますが、最近不燃ごみのごみの量がふえてきている。不燃ごみの袋の中に資源ごみを入れている袋が多く見られるとのことあります。このことは以前からあった事例ではありますが、対策が必要であると思えます。

そこで、資源ごみの回収率の向上のための施策として、環境教育も含めたうえで、小学校での資源ごみの分別について取り組んでみてはいかがでしょうか。子供のころからごみの分別について理解をし、実現していくということは非常に大事なことでありますし、子供がきちんと分別することによって、家庭でもその効果が大きくあらわれることが期待できると思えます。教育委員会のご所見をお伺いいたします。

以上、壇上からの1回目の質問とさせていただきます。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 中村議員の東北新幹線新青森駅開業対策についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の二次交通対策についてのお尋ねであります。これまでの協議経緯につきましては、観光交通面でかかわってきた経緯があり、この後、2点目のご質問においてご説明いたしますが、ここでは生活交通の観点からお答えいたします。

青森県の対応といたしましては、昨年度県及び

新駅の地元自治体となる青森市、七戸町と県内のバス、航路等交通事業者などで構成する東北新幹線全線開業に向けた二次交通等整備に係る打合会議を開催し、新幹線二次交通整備の方向性について、新幹線駅と交通結節点となる地点を結ぶ基幹的交通を整備する、交通結節点からの支線の交通を整備する、アクセスの確保に当たっては、少なくとも旧67市町村への交通を整備するという事などを基本的な考え方とする報告を本年3月に取りまとめたところであり、今年度に入り、4月には県内に居住する県民5,000人を対象に、新幹線駅と県内各地を結ぶ交通に関する調査、県民アンケートを実施し、むつ市の134件も含め、下北地域からも176件の回答を得たとのことであり、むつ下北地域住民の意向もある程度反映されたものとなっております。この調査結果は、利用者の求める利便性の高い交通ネットワークづくりの基礎資料として活用されることになっております。

東北新幹線全線開業に伴う二次交通等ネットワークに関する協議、調整につきましては、関係する交通事業者及び自治体が広範囲に及ぶことから、青森県企画政策部新幹線交通政策課が事務局となり、協議会の設置等により進めることとされております。このことから、去る9月7日には東北新幹線全線開業効果の県内全域への波及最大化に向け、新幹線に接続する二次交通等ネットワークの具体的路線等の整備及び交通結節点における事業者間の接続等の協議、調整を行うことを目的に、国及び県、新幹線新駅からの二次交通に係る交通事業者、関係市町村等で構成する新幹線二次交通等整備協議会が設置され、当市もこの協議会に参画しております。

今後においては、2回の協議会を開催し、事業者間の連携体制について具体的な協議、調整を進め、本年度中に二次交通の体制について確立していく予定となっております。

なお、料金については、この協議会での調整事項とはなっておりませんので、ご理解願います。

当市からの新幹線各駅へのふさわしい交通アクセスの手段といたしましては、一般論としてはありますが、八戸駅及び新青森駅には大湊からの直通列車の運行が、また七戸十和田駅にはJR大湊線野辺地駅からの路線バス等の運行並びにむつからの路線バスの直通便の運行などが望ましいものと考えられますが、鉄路につきましてはJR東日本と青い森鉄道に経営が分離されること、路線バスにつきましては採算性が不透明であること等を考慮いたしますと、事業者間の協議、調整にそれなりに時間を要するのではないかと考えるところであります。

しかしながら、下北地域住民や下北を訪れる観光客等交流者の利便性には、新幹線各駅との直通便の運行等は重要な課題でありますことから、その実現に向けて交通事業者等関係機関に対して要望に努めてまいりたいと考えております。

来年12月の東北新幹線全線開業は、下北半島地域に大きな飛躍をもたらす可能性を秘めておりますが、全線開業の効果を交通ネットワークの観点からどのように波及させていくかは、陸路のみならず、青森 脇野沢間の旅客定期航路や蟹田 脇野沢間のフェリー定期航路の積極的な活用など、新幹線各駅からの二次交通、そして下北、大湊や脇野沢からのアクセスなど、有機的なネットワーク構築が必要不可欠なものであると考えており、新幹線二次交通等整備協議会における協議や下北地域の交通事業者等との連携を図りながら、その構築に力を注いでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第2点目、「ぐるりんしもきた観光ルートバス」についてであります。市では、これまで観光面でかかわってきた二次交通対策につきましては、平成18年度から青森県や七戸町と

ともに開業効果活用ワークショップに参加し、七戸町からの交通ネットワークを検討しており、七戸町では町商工観光課が主体となり、このワークショップに沿って平成20年度に開業事業実行委員会を立ち上げ、この中の二次交通検討部会で検討が加えられております。

このような各地の動きの中、下北観光協議会では平成18年度から平成19年度までの2年間において、食、宿泊、着地型商品の造成、そして二次交通をテーマにワークショップを行ってきたところでございます。現在の下北地域の二次交通は、地域住民のための生活路線ダイヤであり、観光客の利便性という観点からはいささか不便な状況でございます。下北地域における周遊型観光、あるいは滞在型観光の推進を図るためには、現在運行されている定期観光バスとの調整を図りながら、今後予定されている新型津軽・下北リゾート列車に接続し、下北のみならず津軽半島、さらには七戸十和田駅との広域観光を視野に入れた運行ルートを構築する必要があり、平成20年度に実施された二次交通の検討内容を特化したものとして今年度の「ぐるりんしもきた観光ルートバス」の試験運行を行っているところであります。

運行は、7月4日から10月12日までの土曜日、日曜日、祝祭日を基本に、8月は便数をふやし、全運行日数は50日間とし、運行形態は飛び込みでも乗車いただけるよう貸し切りとしており、これまでの利用状況は7月57人、8月154人、合計211人のお客様にご利用をいただいております。乗車券を購入したお客様に差し上げているパンフレットにはアンケート用紙を添付し、お客様の声をいただいております。現在集計中ですが、おおむね好評であるとの感触を持っております。このルートバスは、試験運行という形をとっておりますが、東北新幹線新青森駅開業以降も今回の利用状況や収支実績、さらにアンケートの集計をもとに、コース

やサービスなど、関係者の方々の意見をお聞きしながら次年度以降も試験運行を続け、行く行くは民間ベースの商品にしていかなければならないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、新たな過疎対策法の制定についてのご質問にお答えいたします。まず1点目、これまでの過疎対策事業の実績と取り組み状況についてのお尋ねであります。過疎対策事業につきましては、議員ご承知のとおり、過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法の規定に基づき旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村の3地域の振興発展を目指して策定いたしました。平成17年度から平成21年度までの5カ年を計画期間とするむつ市過疎地域自立促進計画に位置づけられているところであります。

事業の取り組み状況等につきましては、漁港整備事業、下水道整備事業及び市道整備事業などを主なものとして、各地域においてさまざまな事業を展開し、計画期間5カ年における全体事業費実績見込額は約54億1,300万円となっており、合併後の厳しい財政環境下において、財政健全化を最優先の課題として取り組む中にありましても、旧3町村地域の振興発展に意を用いてきたところであります。

また、過疎計画に登載し、かつ県と協議のうえ活用することができる過疎対策事業債、いわゆる過疎債につきましては、計画期間5カ年における実績見込額は約7億5,900万円となっております。この過疎債は、対象事業費の全額を借り入れることが可能であるとともに、後年度において当該借入金に係る元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されることから、非常に有利な財源として事業の推進に大きな役割を果たしているものであります。

次に、2点目の新たな過疎対策に望むことにつ

いてのお尋ねであります。まず、過疎地域の指定要件についてであります。現行過疎法では国勢調査における直近35年間の人口減少率が30%以上であることなどの人口要件や指定された3カ年平均の財政力指数が0.42以下であることなどの財政要件の両方を満たす地域となっております。新むつ市としては、このうち人口要件を満たさないことから、市全体が過疎対象地域とはなりません。合併前に過疎地域でありました旧3町村地域においては、引き続き過疎法の適用を受けられる経過措置、つまりみなし過疎地域として対象となっていることから、新たな過疎法においても同様の措置を講じていただきたいと思います。

また、対象事業の拡大及び財政措置についてであります。過疎地域における課題等が複雑多様化していることから、これまで大きな効果を上げている過疎債につきましては、対象となるハード事業の拡充に加え、集落対策、地域づくり、地域間交流等において多様な支援が可能となるソフト事業への拡大を期待するとともに、過疎対策を安定的に実行する財政基盤の重要な要素となる地方交付税につきましては、その充実強化を強く望むところであります。

次に、3点目の新たな過疎対策法の制定に向けた取り組みについてのお尋ねであります。現在本市を初め過疎地域においては全国共通の問題となっております。少子高齢化と人口減少が一段と進展する中、産業の振興、雇用対策、医療の充実、地域公共交通問題などさまざまな課題が山積しており、非常に厳しい状況に直面しているところであります。しかし、一方で過疎地域は豊かな自然や歴史、文化を有しているとともに、国土保全、水源の涵養、食料供給など、都市部には望めない重要で多面的な役割を担っているところであります。このことから、総務省においてはこれまで有識者等で構成する過疎問題懇談会において過疎対

策の研究を進めてきたところであります。本年5月の会議における時代に対応した新たな過疎対策についての提言骨子案において、今後10年間は最低でも通用する理念、考えのもとで新しい過疎対策を進めていくべきとの基本的な方向が示されているところであります。

また、地方自治体においては全国市長会過疎関係都市連絡協議会及び全国過疎地域自立促進連盟を初め、関係する都道府県、市町村が手を取り合い協力するなど、さまざまな形で要望活動が続けられております。本県においても、本年の6月30日、新たな過疎対策法の制定を求める青森県総決起大会が青森市で開催され、県内過疎地域の市町村長、議会議員等約300人が集まったところであります。本市からは中村副議長を初め幹部職員等が参加し、力強く運動を展開したところであります。

このような状況から、平成22年3月末の現行過疎法失効後において、現状に対応した新たな過疎法が制定されることは全国共通の大きな望みであり、また時代の要請するところでありますことから、私もその実現は是が非でも図らなければならないという強い思いを持っているところであります。

新たな過疎対策法制定の実現性についてであります。現段階では確たることを申し上げることはできませんが、これまでの地方自治体の要望活動等や国の調査、研究の積み重ねなどから、その制定が期待されるところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第3点目の資源ごみの回収についてのご質問にお答えいたします。まず、資源ごみが決められたとおり分別して回収されているかのご質問でございますが、昨年11月の町内会長と市長との懇談会を初めとし、地区説明会、出前講座、市政だより、資源ごみ回収カレンダーやごみ収集力

レンダー等の配布、ごみ集積所の看板交換等を通じ、資源ごみの収集体制の見直しについて、これまで説明や広報を行い周知してまいりました。しかしながら、本年4月からの見直し後の分別状況について、当初はむつ地区のこれまでの習慣から資源ごみを不燃ごみに混入して出す方が見受けられており、また資源ごみの出し方についての問い合わせも多数ございましたが、徐々に認識され、周知されてきております。今後も継続して市政だよりや出前講座を活用して啓蒙してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、不燃ごみとして回収される資源ごみがふえていないか、集団回収をしている団体数はどうなっているか、むつ市廃棄物減量等推進員の廃止が資源ごみの回収に影響を与えていないかのご質問については、担当部長から説明をいたします。

小学校での集団回収につきましては、教育委員会より答弁を申し上げます。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正蔵教育長登壇）

○教育長（牧野正蔵） 中村議員のご質問にお答えいたします。

ただいま議員より小学校段階から環境教育を充実させていくことの必要性についてお話ございましたが、教育委員会といたしましても、このことをむつ市学校教育指導の重点の一つとして位置づけ、市内のすべての小・中学校で環境教育に対する取り組みが積極的に推進されていくよう努めているところであります。

具体的な例を挙げ、その取り組みを紹介いたしますと、例えば小学校においては河川の水質や生物の調査、地域の清掃、動植物の飼育、栽培、牛乳パックのリサイクル、空き缶のプルタブ回収運動など、さまざまな活動や体験を通して身近な環境問題から考え、実際に行動するという特色ある

環境教育を展開しているところであります。

議員ご指摘のごみの処理問題につきましては、4年生の社会科において、実際の施設見学や地域の具体的な調査を通して学習することになっております。その中では、子供たちはそれらの施設が地域の人々の健康な生活や良好な生活環境の維持向上に役立っていることを学ぶとともに、廃棄物を資源として活用することの重要性やごみの減量化という現在の課題についても学習することになっております。

こうした日々の環境教育への取り組みが、子供たちの自主的な活動へと発展し、物を大切にすることや、もったいないという精神を広げることにつながり、やがてはこのことが地域全体の資源ごみの回収率の向上に資するものと思っております。

現在当市の小・中学校における環境教育は、それぞれの学校の創意工夫により着実に推進が図られてきており、教育委員会といたしましても、このような取り組みが今後の資源エネルギー、環境等の問題を解決し、将来にわたって持続可能な社会を構築することに寄与することができるようより一層励まし、支援してまいりたいと考えておりますので、議員のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 資源ごみの回収量等について、市長答弁に補足説明させていただきます。

収集体制の見直しにより、むつ地区における資源ごみのステーション収集が加わったことに伴うむつ地区における不燃ごみの回収量についてですが、本年4月から7月までの4カ月間で昨年同時期における回収量と比較いたしますと、平成20年度は436トンで、平成21年度は320トンとなり、116トン減少となっております。同じく同時期の資源ごみの回収量は、平成20年度は136トンで、

平成21年度は182トンとなり、これを資源ごみの種類ごとに見ますと、瓶類で7トン、缶類で10トン、紙類で29トンそれぞれ増加となり、資源ごみの合計で46トン増加となっております。

次に、集団回収団体の数につきましては、本年4月以降集団回収をやめられた団体が6団体、集団回収場所を集約した団体が3団体あり、本年8月末現在で集団回収団体は99団体、集団回収場所は139カ所となっております。

次に、むつ市廃棄物減量等推進員の廃止が資源ごみの回収に影響を与えていないかのご質問でございますが、むつ市廃棄物減量等推進員は、本年7月26日の任期をもって廃止となっており、まだ廃止から日も浅いことから、廃止後のこの影響を評価する、または分析するデータやご意見が寄せられておりますので、今後その影響を評価したいと思いますので、ご理解願いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 21番。

○21番（中村正志） それでは、再質問をさせていただきます。

順不同になりますが、まずは資源ごみの回収についてからお聞きしたいと思います。今のご説明ですと、平成20年度、平成21年度の同時期を比較すると、不燃ごみの量は減っている、そして資源ごみの回収はふえているということで、実際私たちが感じているよりは数字の面では大分改善されているということで、一安心しております。これが今後ともぜひとも続いていけばというふうに思います。

そこで、先ほどむつ市廃棄物減量等推進員の廃止の影響についてお伺いをしましたが、これが7月26日で廃止をされました。その後この方々がなくなったことによって集団回収の場所が減ったというのは何カ所くらいあるのでしょうか。先ほどの説明では、総数しかちょっとわかりませんで

したので、そのあたりについてお知らせください。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 回収場所の増減ということですが、平成21年3月31日現在では153カ所ありました。この体制が始まる前ですけれども、153カ所。現在、先ほど答弁申し上げましたとおり、139カ所でございますので、14カ所が減少しているということでございます。

○議長（村中徹也） 21番。

○21番（中村正志） 今の数字をお伺いしますと、それほど総数としては減っていないということで、各地区町内会さん方が、それ以降も独自の努力をして集団回収のほうを続けているということであると思っておりますので、そういうふうな努力が続けられております各地区の町内会の皆様には、今後とも手厚い配慮のほうをお願いしたいと思います。

続きまして、新たな過疎対策法の制定についてでございます。これまでの実績状況を見ますと、ご説明にありましたとおり、漁港ですとか下水道、市道、本当にさまざまなハード面での活用が見られており、過疎地域における過疎対策法の重要性を改めて感じたところでございます。先ほどの市長の説明によりますと、現在はまだ正確には来年度以降もこの新しい対策がとられるというふうなことではないようではありますが、これをぜひとも確かなものにしていただきたいと思います。そのためには、国もそうでしょう、各県の単位でもそうでしょう。必要な運動をしていかなければいけないとは思っておりますが、むつ市といたしましても、先ほどの過疎債の財源としての有効性を考えると、本当になくなっては困る財源だと思います。そこで、再度むつ市としてこれに取り組む姿勢について市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） この過疎法の問題は、過疎

対策法の問題、これは新たに我々しっかりと国に訴え、そしてまた国会議員の先生方にこれまで継続して訴えてきた形でございます。そしてまた、先ほど答弁いたしましたように、総務省においてはこの過疎問題懇談会、非常にこのところが今後10年間、最低でも通用する理念、考えのもとで新しい過疎対策を進めていくべきであるというふうな一つの具体的な方向性が示されたわけでございます。これをまた頼りにして、今後新たな形で要望活動をしていかなければいけないと。また、全国市長会のほうでも7月7日に非常に強い要望を全国的に展開いたしております。これらがあす発足する新政権の中でどのような形で反映されていくのかというふうなことは、期待もしつつ、少しの不安も抱きつつ、これは積極的に全国市長会を通じ、また私ども地方自治体の首長もこの部分については非常に大きな要望をしているわけでございますので、積極的に要望活動をしていかなければいけないと、このように思うところであります。ただ、その要望について、新政権のほうがそういうふうな要望活動の体制を排除するというふうな、若干そういうふうな報道も見られておりますので、しかしながらそれに屈することなく積極的な取り組み方は新政権、また野党のほうにもアプローチして、新過疎法の体制をとっていただくよう要望は続けていきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 21番。

○21番（中村正志） このたびの総選挙におきましても、両党というふうな言い方をさせていただきませんが、もう地方に対しては割と意を用いた政策等々を提言されておりますので、きっとこの過疎対策法につきましては制定されるものと私は信じているし、またそうなってほしいと思っているところではありますが、やはり制定されたといいたしましても、むつ市の状況が合併したという状況で、

先ほどみなし過疎地域ということでございました。果たしてこれまでのように新しい対策法の中でそのような指定をされるのかどうかというふうな不安もございます。まだ制定をされておられませんので、それ以上のことについては、突っ込んで議論はできないと思いますので、制定されることを期待しつつ、またその指定要件についても、また事業の拡大についても、これからも市といたしましても取り組んでいただき、財源として優位性を保つこの過疎債についても何ともしも確実に今後も使えるような体制で進んでいただきたいと思います。

続きまして、東北新幹線新青森駅開業対策についてお聞きをしたいと思います。先ほどの説明でありますと、二次交通につきましては、ある程度については今年度中に確立をしていきたいというふうなお話でした。やはり説明にもありましたし、私壇上でも述べたとおりに、この部分がはっきりしないと、それに伴うさまざまな対策とか具体的な事業には本当に取り組めないと思います。むつ下北の人はどうなるのだろうと、本当に不安を持っている、このように思いますし、現状全国の中を見ても、JRの路線が離れて単独で存在しているという地域は恐らくこの大湊線だけになるであろうと思います。正確には確認しておりませんが、多分そうなると思いますし、そうなったときの不安というのは本当に大きいわけです。ましてや東北新幹線八戸駅が開業したときには、青い森鉄道におきましては料金の値上げがございました。その点を考えますと、恐らく今後大湊、下北から青森、八戸に行く場合、どうしても野辺地から八戸間、青森間というふうな料金は上がってござるを得ないと思うのです。そうなりますと、ますます交通弱者と呼ばれる方々の負担は大きくなります。その辺については、ぜひとも、民間で青い森鉄道を経営していくというふうな点はござ

いますが、その部分、激変が緩和できるような取り組みをしていただきたいと思います、その料金についてももちろんですし、利便性についてももちろんですが、今後市としてどのような場面を通じて業者の方々とお話をしていくのか、その辺について、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 料金のことは、なかなかこれは民間の相手方のあれがありますので、しかしやはりこれは適正な形で交通弱者がというふうな、その層を生まないような形の中で料金設定をしていただかなければいけないと。これらも中村議員の意を体して要望活動の中でお話をさせていただかなければいけないだろうと。しかしながら、一方、青い森鉄道の経営というふうなものは、青森県民全体がかかわるような部分もございますので、そのこのバランスの中で考えていかなければいけないのではないかなと、このように思います。

やはり中村議員壇上でお話しのとおり、このむつ下北地域での熱意の盛り上がりというふうなことが非常に、まだまだ熱気が盛り上がっていないというふうなことは私も肌で感じております。それは、やはり新幹線が延びても、どうも上のほう、北のほうに向いてしまうだろう。そして私はよく県との要望活動の場面では、どうも津軽のほうにばかり流れが行ってしまうのではないかというふうな思い、そしてまたもう目線は北海道のほうなのだ、どうしてそれを今度は下北のほうに向けるかというふうなこと、これは私も県のほうに、そしてまたJRのほうにも要望はしております。つまり新幹線新青森駅から直通の形で下北のほうに来れるような体制、そしてまた七戸十和田駅周辺のさまざまな駐車場の問題だとか、そういうふうなこともひっくるめまして、今要望書を出しております。交渉もしております。ところが、なかなか民間会社ですので、つい最近「七戸十和田駅」

というふうに決まった部分もございますし、なかなかダイヤの部分だとか、そういうふうな部分が非常にまだ明らかになっていない部分、その明らかになる前に粘り強くそういうふうなところは要望活動を展開していかなければこのむつ下北の利便性が高まらない、在住している住民の利便性は高まらない。そしてまた、中央のほうから全国から来る方々の、そのアクセスの部分も不満を感じられるというふうなことで、両面から我々は考えて取り組んでいかなければいけないと、こんな思いで今要望活動を展開しているところであります。

○議長（村中徹也） 21番。

○21番（中村正志） 今の市長の話を聞きまして、ぜひそのとおりの方向で進んでいただきたいというふうに思います。

せっかく悲願の新幹線新青森駅開業がなされたとしても、このむつ下北地域の利便性が下がるようでは元も子もないわけございまして、本当にその部分は大切なことであります。

七戸十和田駅でありますと、むつ下北の人が利用するとすれば、車の運転できる人であれば車で行く人が多分多いのではないかと思いますし、またそうなりますと、大湊線の利用者も減ってくると。いいようで悪いような、そういうふうな関係も生まれてくると思います。その大湊線の利用者を減らさないためにも、やはりこの八戸駅あるいは七戸十和田駅、新青森駅へのアクセスと利便性については確保していただきたいと、よく言われることに、ダイヤの決定は大体1年前というふうな話も聞かれますので、勝負する期間は非常に短いと思いますので、それに向けてぜひとも鋭意努力をしていただきたいと思います、このように思います。

次に、「ぐるりんしもきた観光ルートバス」についてでございますが、利用状況でございますと、

7月が57人、8月が154人ということでありまして、運行日数等々勘案いたしましても、若干といえましょうか、期待外れな部分がある。恐らくこのルートバスを利用される方は、ほとんどが個人のお客様だと思いますので、そのような結果が出たのかもしれませんが。そういうふうな利用状況を考えますと、現在は大型バスの運行であったと思いますが、その運行される車種の種類も含めて今後検討が必要だと思いますが、先ほどは来年以降もぜひとも続けていきたいという話でございましたので、その点も含めて、まだ試験は終わっておりませんが、現時点での考え方として来年に向けた改正点についてはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 当初の見込みの半分程度の利用者というふうな、人数的には、そういうふうな状況でございます。やはりこれはPRの仕方もあろうかと思えます。お乗りになった方、私も直接観光客の方お二人から聞いたことがございます。そうしたら、非常にいい企画だというふうな評価をいただいております。しかしながら、やはりこの部分でのPR不足、これはまたホームページ、「ぐるりんしもきた」の欄にも、こういうふうなものを通じて今PRをしているのですけれども、また各ホテルにもその部分のポスターを張ったりというふうなことでございます。これはやはりこちらに入ってから、そのバスに気づくというふうなことではなくて、こちらに入っていたく前に、こういうふうなルートバスがありますよというふうな告知の仕方、それらはやはりこれから研究をしていかなければいけませんし、また今は大きいバスでございますけれども、またそういうふうな中型とか小型にするのか、そういうふうなことも今始まったばかりでございますので、これらをアンケートも踏まえ、そしてまたその体制も

検討して、研究を重ねていって試験運行を続けていきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 21番。

○21番（中村正志） 今市長もお客様の声を聞かれて、非常にいい企画だということですので、ぜひともそういう意味においては、これは続けていける体制をとってほしい、このように思います。今現在は補助を出しての運行だと思います。将来的には民間のほうで採算ベースに乗せていけるような取り組みをしていきたいというお話でございましたので、ぜひとも先ほど申しました時期でありますとか、車種でありますとか、その辺も含めた検討を、1年、2年でいかどうかわかりませんが、ある程度長いスパンで考えられるような取り組みをぜひしていただきたいと思えます。

要望も含めまして、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（村中徹也） これで、中村正志議員の質問を終わります。

午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議録署名議員の追加指名

○議長（村中徹也） この際、会議録署名議員が不在となりましたので、会議録署名議員を追加指名いたします。

2番澤藤一雄議員を指名いたします。

目時睦男議員

○議長（村中徹也） 次は、目時睦男議員の登壇を求めます。4番目時睦男議員。

（4番 目時睦男議員登壇）

○4番（目時睦男） 大畑選挙区から選出されております目時睦男であります。

昨日同僚議員も申し上げておりましたが、ことしの夏、県立大湊高等学校野球部は、高校野球青森県大会で決勝まで勝ち進み、甲子園出場をかけた優勝決定戦で青森山田高校に惜しくも1点差で敗れましたが、最後まであきらめることなく、チーム一丸となり、逆転をかけた9回の攻撃には私ばかりではなく多くの市民が手に汗を握って声援を送ったのではないかと思います。また、先週6日の日曜日、県民駅伝大会に出場した本市のチームは、王者奪還を目指し力走いたしました。残念ながら優勝を逃し、リベンジはならなかったものの、総合優勝した八戸をゴール直前まで追上げた中学生アンカー櫛引選手の力走に感動いたしました。このように市制施行50周年、合併5周年に貴重な花を添え、夢と感動を与えてくれた将来のむつ市を担う若人の頑張りに大きな拍手を送りたいと思います。

終わりよければすべてよしと言いますが、本議会閉会后、改修した旧アークスプラザに本庁舎が移転となることから、本議場での最後の議会となりますが、201回目の今定例会に当たり有終の美を飾るよう一般質問をいたします。市長初め理事者におかれましては、本議場での最後の議会にふさわしい、本市発展の歴史に残る前向きで明快な答弁をご期待申し上げます。

自公政権の継続か、民主党を中心にした政権交代かの政権選択をかけた第45回衆議院選挙は、8月30日投開票され、その結果民主党が驚異的な308議席の絶対安定多数を獲得し、自民党が惨敗し、10年間続いた自公政権から民主、社民、国民新党3党の連立政権が合意され、あす開会の特別

国会において3党連立内閣が誕生し、政権交代が現実のものとなります。これは、国民が小泉内閣以降の小さな政府にお年寄りほうば捨て、労働者は切り捨て、国民は投げ捨て、国民生活と地方を疲弊させ、格差と貧困を拡大させるだけのものであった新自由主義的な構造改革路線の自公政権からの決別を求め、競争社会から支え合いの社会へ、格差拡大の経済大国から平和で豊かな福祉社会への政治のかじ取りに大きな切りかえを選択したのであります。

そこで質問の最初は、市長の政治姿勢について伺います。今議会の一般質問で、この事案と関連も含め5名が通告しておりますが、できるだけ重複を避け、角度を変えて質問いたしますので、よろしく願いいたします。

三位一体改革は、地方にできることは地方にという理念のもと、国の関与を縮小し、地方の権限、責任を拡大して地方分権を目指し、2004年度から2006年度まで約3兆円の税源移譲があったものの、国庫補助金、負担金4.7兆円、地方交付税約4.1兆円の削減で、実質6.8兆円地方財政を圧迫いたしました。今回の選挙で橋下大阪府知事初め多くの自治体首長が地方分権を主張して、国直轄事業負担金に異議を唱えるなど、国と地方との関係が注目され、各政党も分権に対するマニフェストを出すなど、地方分権は今後重要な政治課題になると予想されます。そこで、国の事務事業の移譲、道州制を含め地方六団体の一員として市長は地方分権はどうあるべきと考えているか、所信を伺います。

次に、宮下市長は2年前の市長選に自民党の推薦を受けて当選し、新むつ市の2代目市長に就任し、本年7月で折り返し点を過ぎました。市政の発展を図るためには政治の仕組み上、国・県からの支援協力は不可欠であり、国政、県政とのパイプは必要であります。したがって、これまでの国

の政治は自民党、公明党が政権与党であったことから、自民党とのパイプに努力してきたと思いますが、今回の選挙の結果、10年間続いた自公政権から民主党中心に社民党、国民新党を加えた3党連立政権に移行となりました。むつ市のトップである宮下市長は、政権与党に対し今後どのような姿勢、行動をとるつもりが明らかにしていただきたいのであります。

質問の2番目は、核燃料中間貯蔵への法定外課税についてであります。市長は、報道によれば、自主財源確保のため使用済み燃料中間貯蔵施設に搬入貯蔵される使用済み核燃料に法定外普通税を課税する考えを明らかにしておりますが、原子力行政については従来から安全性確立が最優先との姿勢を明確にしておりますが、法定外課税を導入しても、その姿勢は変わらないのかどうか、安全性確立と課税との整合性を含め、明確な答弁を求めます。

そして、報道では課税する税金は目的税ではなく、普通税とのことではありますが、その理由と課税客体は何で、税率税収額を幾ら見込んでいるのかお示し願います。

また、条例制定は来年度を考えているようですが、現在までの検討状況と見通し、課税開始時期は何年を考え、それに向けたスケジュールを含め、計画を明らかにされたいのであります。

質問の最後は、一般廃棄物処理行政について伺います。第1点目は、ごみ処理は快適な市民生活を営むうえで欠かすことができない重要な課題であります。それは、廃棄物の収集運搬業務は公共的公益性のある事務であり、廃棄物処理法はその事務主体を市町村と定めていることから、自治体の固有事務であり、経済性の確保などの要請よりも業務の遂行の適正を重視して、安定的かつ継続的に処理すべきと認識しておるからであります。しかし、合併前の実態は、旧市町村によって業務

運営の方法、区分など、さまざまな面で相違していることから、合併協定書で収集体制及び収集方法並びに収集頻度などについては廃棄物減量等推進審議会に諮り、合併後3年以内をめどに調整するとなっております。そして、市は本年度から廃棄物収集運搬業務を市全体を26系列に改め、許可業者全員が全系列に参加可能な指名競争入札に変更いたしました。これにかかわる廃棄物減量等推進審議会での議論経過と26系列の指名競争入札に改めた理由を説明願います。

第2点目は、先ほど申し上げました26系列の一つである大畑地区の第2類収集運搬業務委託の契約を締結し、業務実施途中に受託者から指摘があったことから、中間搬入施設を追加し、搬入施設間の運搬を既受託者と新たに随意契約を締結しているようではありますが、入札通知の際示している搬入施設は指名業者にとっては入札額を見積もる重要な因子であり、それを変更追加することは入札執行の適正を欠いていると判断されます。したがって、入札参加の公平性を確保するため、現契約を破棄し、再度変更した仕様書等を示し、再度入札をすべきであったと考えますが、既受託者と随意契約を選択した理由を求めます。

第3点目は、ごみ減量化、リサイクル化の取り組みとして、集団回収、分別回収などを行っているにもかかわらず、市民1人当たりの家庭ごみ排出量がふえている現状にあります。地球温暖化対策上からも、新たな対策を講じる必要があると判断されます。したがって、ごみ減量化、リサイクル化に向けた具体的な施策を示していただきます。

以上、3項目について申し上げ、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 目時議員の政治姿勢につい

てのご質問にお答えいたします。

まずご質問の第1点目、国と地方の役割、分権はいかにあるべきかとお尋ねであります。このご質問につきましては、これまでの斉藤孝昭議員及び澤藤一雄議員への答弁と一部重複いたしますことをご了承いただきたいと存じます。

我が国の行政システムは、明治維新以来、国の統治による中央集権型のシステムをとることによって、今日まで目覚ましい経済の発展と近代化をなし遂げてまいりました。しかしながら、一定の生活水準到達によって、社会の成熟度が進み、日々の価値観もより多様化する中では、全国一律の基準に基づいた旧来型のシステムに制度的な限界を招き、より地域の特性や多様性に合わせた弾力的な対応性も要請されるようになってきたところでもあります。このため国が責任を持って果たすべきものと地方の自主性にゆだねるものとの役割を明確にし、地方における行政については住民が自らの責任で決定しコントロールできる仕組みとして地方分権型社会の構築が求められてきたことをご案内のとおりであります。

国と地方の役割分担という点については、地方自治法の中に基本的な理念として定められており、国が本来果たすべき役割として、国家としての存立にかかわる外交や防衛、司法等の事務や全国的な規模または視点で行う施策や事業、例えば公的年金や基幹的交通基盤の整備等を重点的に担うように役割を限定すべきとし、住民に身近な行政事務はできるだけ地方自治体に移譲し、地方の裁量と責任で実施することが基本であるとしております。このことによって、地方行政を進めるに当たっては、常に地域住民の視点に立って、地域にとって何が必要な政策なのかというニーズを酌み上げ、地域住民との協働のもと、自らの判断と責任において自己完結的に自治体の経営を行っていくことが強く求められているものであります。

去る9月1日、市制施行50周年とともに合併5周年の節目をお祝いすることができましたが、4市町村合併の選択は、まさに地方分権の受け皿となり得る確固たる行政体の構築にあったわけであり、しかしながら、目時議員も三位一体の改革の例を引用されましたように、地方分権の推進も、そのバックボーンとなる財源の裏づけがなければ、逆に事務の押しつけだけとなって、結果人や金といった点で地方の足かせとなり、果たしてだれの、何のための政策なのかということになりかねません。今回行われました衆議院議員総選挙においては、これらに係る考え方が各党から示され、議席の多数を占めることとなりました民主党の政権公約にも地域主権国家への転換、事務事業の権限と財源を大幅に移譲するための行政刷新会議の設立、国と地方の協議の場を法律に基づいて設置すること等がうたわれているところでありますので、速やかにはいかないまでも、地方分権の推進という大きな潮流に後退はないものと確信し、また期待をしているところであります。

当市といたしましても、真の意味での地方分権が円滑に行われるよう、事務事業の移譲に係る議論と並行して、それに伴う税財源の移譲や地方交付税の増額等が確実に行われるよう、全国市長会等の場を通じて積極的に働きかけてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第2点目、今後の市政運営に当たり、新政権与党との関係をどのような姿勢で対応していくつもりかについてお答えいたします。このご質問につきましても、これまでの斉藤孝昭議員及び澤藤一雄議員への答弁と重複いたしますことをご了承いただきたいと存じます。

私は、これまで自治体の長として、効果的な地方行政を遂行するため、時の政権与党との良好な関係を構築することが肝要であるとの考えのもと

連携を進めてまいりました。このスタンスは、新政権に対しましても変わるものではなく、これまで同様に継続してまいらなければならないと考えております。

私は、もとより一党一派に属することなく、市政発展と地域の安寧のために奉職することを政治信条としております。したがって、新政権に対しましても、この思いをご理解いただく努力をし、良好な関係の構築と連携が図られるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、核燃料中間貯蔵への法定外課税についてのご質問にお答えいたします。まず1点目の最優先課題の安全性確立と課税導入との整合性をどう図るのかについてであります。私は原子力行政の円滑な推進のためには、原子力を推し進める余り、地域住民の信頼を失ってはならず、常に安心安全を肝に銘じ、地域住民の理解と信頼を得ることが重要であると考えております。当市に建設予定の国内初となる中間貯蔵施設については、着工時期が2009年4月から2010年7月へ、また操業開始時期については2010年12月から2012年7月にそれぞれ延期されましたが、これは国が耐震安全性の再確認を行うなどの安全審査のために時間がかかっていることによるものでございます。

着工の延期に伴い、電源立地地域対策交付金等の歳入先送りにより財政への影響は否めないところではありますが、私はあくまでも安心安全を最優先として、事業所に対しましては、一日も早い操業開始に向けて鋭意努力していただきたいと思っております。

また、導入を検討している法定外普通税につきましては、平成12年の地方分権一括法の施行により法定外税の創設について拡充が図られたことから、課税自主権について多くの自治体で検討が行われ、行使されているところでもあります。これは、

地方分権が時代の大きな流れとなっている中、これを支える財政基盤となる地方税財源の確保に向け、自治体自らが議論を重ね、その充実を探っていくことが重要な課題となっているためであり、本市といたしましては、中間貯蔵施設が建設されるに当たり、当該施設に貯蔵される使用済燃料への課税権を行使し、原子力関連施設が多く立地され、国家的エネルギー拠点となっている下北地域の特性や中間貯蔵施設の立地に伴う環境変化にかんがみ、住民の防災意識の高揚、地域のライフライン整備及びイメージ向上並びに原子力関連施設との共生など、これから予想される安心安全対策に係る財政需要の増大に対応するための恒久的財源を確保したいとの考えによるものでございます。

課税につきましては、使用済燃料がリサイクル燃料として価値ある資源としてみなし得るということであり、その用途については住民の安全性の確立と不安を払拭することを優先し、電源立地地域対策交付金等とあわせて活用させていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の普通税とする理由と課税客体が何で、税率税額を幾ら見込んでいるのかについてありますが、地方税法で定められた住民税及び固定資産税等の各税目以外に課税自主権に基づき条例により各地方自治体が課税を行う法定外税には、税収の用途を特定せず一般経費に充てるために賦課徴収する普通税と、その収入の用途が特定の支出対象向けられる目的税とがございしますが、本市が普通税を前提として検討している理由といたしましては、用途を先に決めてしまう目的税よりは中間貯蔵施設の立地に伴い、今後新たに生じる財政需要に対しまして、柔軟に対応し得る財源を確保したいという考え方からでございます。

また、課税客体については、中間貯蔵施設にお

ける使用済燃料の貯蔵としておりますが、その税率及び税額につきましては先進地の例を参考に検討を行っておりますものの、詳細につきましては、これから国及び事業者等の関係機関と慎重に協議を進めてまいらなければならないと考えており、いまだお示しできる状況にございませんので、ご了承願いたいと存じます。

3点目の導入までの具体的なスケジュールについてでございますが、現在新税創設のためのプロジェクトチームにおいて検討課題を整理した原案を作成している段階でございます。学識経験者からのご意見をお伺いしながら識見を高めている状況にあります。今後各関係機関との協議が調い次第課税条例を制定し、2012年の操業開始に合わせて課税権を行使してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の一般廃棄物処理行政についてのご質問にお答えいたします。まずご質問の1点目、今年度から市全体の一般廃棄物収集運搬業務を26系列に改め、一般廃棄物処理業の許可業者全員を全系列に参加させる指名競争入札に契約方法を変更した理由は何かについてでございます。平成17年3月に合併してから昨年度までは、市内各地区での合併前のごみの収集体制が継続されており、ごみの出し方や処理手数料、収集頻度などが異なっていたことから、これを是正するため、昨年むつ市廃棄物減量等推進審議会に一般廃棄物の収集体制等の見直しについてを諮問し、受けた答申に沿って本年4月から市全体の収集体制を統一いたしました。これに合わせて各地区で異なっていた契約方法を統一し、一部地区では随意契約としていた契約方法を入札参加機会の公平性を確保する観点から全地区での指名競争入札といたしました。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2に規定されているとおり、一般廃棄物の処

理は市町村の固有事務であります。これを委託する場合は、その基準が政令で定められており、業務の経験を初め規定された基準を満たしている者を指名したところであります。

また、入札に当たっては受託業務を遂行するに足りる額を設け、経済性だけではなく、業務の安定的継続性にも配慮しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、瓶類、ペットボトル、紙類などを収集する大畑地区の第2類収集運搬業務委託について、契約締結後、一時保管施設を追加し、受託者との変更契約を締結した理由は何かについてでございます。この経緯につきましては、受託者から段ボールなどの紙類が大量に収集場所に搬出され、当初の仕様による収集運搬の方法では業務遂行が困難である旨の申し出を受けたことから、契約に基づいて現地調査を実施し、現契約約款に基づき契約変更といたしましたので、ご理解を賜りたいと存じます。詳細につきましては、担当部長から説明をいたします。

最後に、ご質問の3点目、資源ごみの集団回収とごみ減量化、リサイクルの現状と課題及びそれに対する市の対策と定着、達成に向けた取り組み方針についてでございます。資源ごみ集団回収につきましては、缶類や瓶類など収集品目によっては回収量が増加しております。また、資源ごみ集団回収をさらに推進していく対策といたしまして、回収奨励金を回収量1キログラム当たり4円から6円に増額しております。さらに、対象となる回収団体も市内全域の営利を目的としない公共の団体にまで広げましたので、今後、より多くの市民に集団回収に参加していただけるよう広報活動を実施してまいりたいと考えております。

また、ごみの減量化やリサイクルについてでございますが、リサイクル率は平成19年度の速報値で佐井村に次いで県内第2位となっており、廃棄物

の処理量は徐々に減少しておりますが、資源ごみも含めた市民1人1日当たりのごみ排出量は増加しているのが現状です。今後の施策といたしましては、ごみの減量化及びリサイクルのさらなる向上のため、これまで同様、市政だよりを最大限に活用し、加えてホームページや出前講座等も利用した情報の提供や広報活動を継続して実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 大畑地区の第2類収集運搬業務委託における変更契約の経緯について、市長答弁に補足説明させていただきます。

受託者から、当初の仕様による収集運搬の方法では業務遂行が困難である旨の申し出を受けたため、契約に基づき現地調査を実施しました。その結果、全地区統一した回収方法に沿って収集日当日に全量を直接アクセス・グリーンへ搬入するのは運搬作業に時間がかかり、当日中の業務完了が不可能であると確認されました。その対応といたしまして、収集区域を分割し、新たな収集区域をふやすことで業務量を半減する案、大畑清掃センターを一時保管施設として収集した全量を一時保管し、アクセス・グリーンまでの運搬業務を新たに委託する案など、複数の案を検討いたしました。しかしながら、収集日当日、直接アクセス・グリーンに搬入できなかった分を大畑清掃センターに一時保管し、後日既受託者がアクセス・グリーンへ搬入する案が、かかるコストが最も安く、効率的であり、業務に使用する車両や人員など、入札参加資格に係る部分に変更がないことから、現契約の約款第5条委託業務の変更、中止等の定めに基づき変更契約といたしましたので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） それでは、再質問をさせてい

たきます。質問の順序が前後することをご了承願いたいと思います。

最初に、一般廃棄物の処理についてお伺いをしたいと思います。先ほども言いましたように、合併協定書で3年以内に調整を図ると。その中で先ほど言いましたような表現をしております収集体制、収集方式、収集頻度、この3つの部分について、具体的にどのようなことを指しているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） お答えいたします。

今の収集頻度等でございますけれども、まずむつ市一般廃棄物収集運搬業務委託基準要綱を定めてございまして、それによります委託業務については、第1類、すなわち可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみのうち缶類の収集業務を行うことが1つ、それから第2類の収集運搬業務として、先ほどから出ております紙類、瓶類、ペットボトル、トレー等の部分が2つ目の業務、それから3点目として、粗大ごみの収集運搬業務を行う部分、それから資源ごみの分別、これは大畑清掃センター及び川内清掃センターで行われておりますけれども、この資源ごみの瓶類とペットボトルを分別して運搬を行う業務と。これにかかる頻度でございますけれども、可燃物が週2回収集、不燃物が月2回、資源ごみの缶類が月2回、資源ごみの瓶類、ペットボトルが月2回、それから資源ごみの紙類、白色トレーが月2回、それから有害ごみが月2回、粗大ごみが月1回の予約制というようなことでございます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） ということは、委託契約方法についても合併協定書の中にうたわれている部分だということで、統一を図る課題だということで理解してよろしいですか。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 統一を図る部分でございますけれども、むつ市廃棄物減量等推進審議会の答申においては、まず大きなものとしては、1つの市に4つの体制があることは、住民サービスの面から公平性を欠くことから、統一された体制とするというふうな、具体的には出ておりませんが、答申でございます。

それについて9つの項目がございまして、資源ごみの収集体制はステーション（ごみ小屋）と集団回収の2方式とすると、当面でございますけれども。資源ごみ袋は全地区で1枚30円、20円の統一と。3番目として、粗大ごみの収集は月1回、予約制、個別、料金500円、サイズ等も見てください。4番として、有害ごみは月1回。それから、5番として最終処分場の自己搬入を廃止してございます。また、6番目として、ごみ袋のサイズは変更しない。7番目として、大畑地区の白色トレー、牛乳パックは拠点回収を廃止すると。8番目として、廃棄物減量等推進員を廃止します。また、9番目として収集頻度を統一すると。これを受けまして、市ではこの収集運搬体制も統一した形としたいということで、先ほど申し上げました収集運搬業務委託基準要綱を定めて、それに基づきまして契約をとり行っているということでございます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） ということは、合併協定書の中身として、契約方法については含まれていないというか、こういうことでよろしいですか。確認させていただきます。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 契約方法までは、この審議会のほうでは触れておりません。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） わかりました。

次に、先ほども同僚議員の質問でもありました

が、資源ごみの回収方法について、旧町村、川内、大畑、脇野沢地区は各家庭がごみ袋を購入して、そしてステーション回収をしておるわけですね。先ほども出ていますように、むつ地区は昨年から集団回収も導入していると。そういう中で、私が認識をしているのは、昨年は集団回収をしている団体にはキロ当たり4円、それに回収業者にはキロ当たり4.5円、この奨励金を拠出をして、予算が1,774万8,000円になったのですが、本年度はこの団体奨励金をキロ当たり4円と6円の2区分にしているようですし、そして先ほどの同僚議員の質問にも答弁しておりますが、集団回収については153カ所から139カ所というふうに今年度減少をしていると、こういう状況等含めてお聞きをするわけでありますが、市としてはこの集団回収の団体が減った理由は何なのか、お知らせを願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 団体、また箇所数が減ったということでございますけれども、この分については以前から廃棄物減量等推進員の方がこの集団回収に当たっては担い手といえますか、主たる役目を負っておりました。この方たちは、町内会から選ばれた方でございます、その方たちの次の担い手、すなわち高齢化といえますか、いろいろまた事情がございまして、なかなかその部分においてできなかったと、やめたいけれども、やめられないという事情がございまして。そういうふうなご意見も伺って、それは審議会の中で話されまして、であれば今廃棄物減量等推進員はむつ地区以外は行っておりませんので、公平性を保つ意味で考えた場合、これを継続するのはなかなか難しい。また、廃棄物減量等推進員の役割といえますか、その辺のところ、減量していくというふうな指導指示については、かなり市民の間にも周知されたというふうなことを我々は感じており、また

その審議会の意見も尊重しながら、その部分でやめたと。それに伴いまして、団体にあっても、やる人がいないとなれば、なかなか集団回収も難しくなったというところでございまして、6団体がこのたびできないというふうな形で伺っておりますので、その部分についてはステーション回収になったということでございます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） 今後もこの集団回収については一層の充実を図ってほしいと思うのです。

それで市長にお尋ねをしたいのですが、現在はこの集団回収がむつ地区だけになっているのです。これを旧町村も含めて市内全地区に導入を図っていくという考え方についてお聞きをしたいのです。というのは、実質有料なわけですね、旧町村の場合には、ごみ袋、自分で購入をして出さなければならぬわけですから、そういうふうな面では、奨励金は全体で負担をしていくという考え方で奨励金を出していると思いますので、そういう面からすると、全地域に将来的には広めていくべきものではないかという考え方を持っていますので、市長の考え方をお知らせ願います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 集団回収、これ全地区にというふうなことのご提案でございますけれども、これは私はもう既に取り組んでおります。大畑地区のほうでも、この制度が統一される前にさまざまなお話し合い、おでかけ市長室だとか、町内会長さんとのお話し合いの中で、実はお話がございました。そしてまた、私としても集団回収の方法があると。しかしながら、大畑地区はまだそれが現実に統一される前でしたので、そういうふうなことがなかなか実行できなかったというケースもございました。ですから、そういう方々にもまたこれから改めてお話をさせていただかなければい

けない。また、ある地区においては町内会が新たに発足した、脇野沢地区でございますけれども、町内会がなかったところに先般3町内会の発足を見ました。その際もこの集団回収方法ということによって、環境リサイクルという部分も啓蒙していただきたいし、さらに回収金のさまざまな利用方法もあるだろうということ、そういうふうなことを提案させていただいております。しかしながら、その数がふえていないということは、この集団回収のあり方について、まだPRが少し少ないのではないかなと、こういうふうな思いでありますので、これはやはり積極的に環境を守るといふ部分、リサイクルの啓蒙をするという部分では、集団回収については積極的にPRもしておりますし、またおでかけ市長室等、それから出前講座、壇上でもお話をいたしましたように、さまざまな場面を通じてこういうふうな制度の啓蒙をしているところであります。

それから、先ほどの回収奨励金、4円、6円と2つ制度があるとかというふうなお話でございましたけれども、その部分につきましては、担当からお話をさせます。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） ただいまの市長答弁に補足説明させていただきます。

まず、4円から6円の経過でございますけれども、昨年度までは確かに議員がおっしゃるとおり4円で進んでおりますけれども、このたび7月から全市一斉に6円に上げております。ですから、2方式ではございません。

再度また補足いたしますけれども、回収団体についても、これまでは町内会を対象とした形で進んでまいりましたが、これを老人クラブ、PTAとか、こういうふうな公共、公益的といいますか、という団体まで領域を広げて、より幅広くその団体を募っているというところでございますの

で、ご理解よろしく申し上げます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） 次に、先ほどの市長答弁でも触れているわけでありましたが、この廃棄物の処理業務というのは、生活に密着をした業務であります。そういう意味では、公共的、公益的な性格を呈している業務でもあるわけでありまして。そういう中で、競争原理だけ私は走らせるというような状況にはならないだろうと思うのであります。現在の許可業者は30社になっておりますが、将来的にこの許可業者を本市の規模からいって何社ぐらいを想定しているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 市では今26系統ですので26業者といたしますが、また重複してございますので、26ではございませんけれども、また事業系のごみ等も一般家庭の、一般のごみを収集してございますので、その分についての総体的な部分は把握してございますけれども、それが事業者、許可業者何社を目指す、または適正かという部分については、現在ごみの量とも、また人口減少、市内の業者、事業者のごみの出し方とかもございまして、なかなかそれらについては今許可業者が何社を、または適正数については具体的な数字はなかなか申し上げられないというところでございます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） 次に、大畑の2類の収集運搬業務についてお聞きをしたいわけでありまして、この随意契約をしたのはいつなのか、お知らせをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 大畑の2類についての変更契約ですけれども、私の記憶ですけれども、7月の下旬、1日かなと思います。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） 7月に随意契約をしているというふうなことでありますが、4月から6月までの月報での、月ごとの、また種類ごとの収集運搬量をお知らせ願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 議員ご指摘の資料をちょっと持ち合わせてございませんけれども、大畑地区の平成20年度の第2類のごみ量については約280トン、トータルでございますけれども、そのような量になっています。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） そうすると、月ごとの数量については、たしか契約書の中では毎月それぞれの月ごとの数量について、日報、月報という形で提出義務がされているようではあります、資料がないから回答できないということですか。もう一度。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 説明不足でございました。今資料を持ち合わせていない。資料はありますので、もしよければ、議長のお許しをいただいて、後ほどでも資料を提出したいと思います。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） それでは、議長にお願いいたしますが、この実績数値について後でお示しをしたいと思います。取り扱いよろしく申し上げます。

それで、随意契約をしたというふうなことでありますが、私壇上でも申し上げておりますが、一般的に入札のあり方として、私はこの搬入施設を変更したりとか、収集運搬見込み量を変更するとか、指名を受けた業者の側からすると、見積もりの根幹に当たる部分、この変更になった場合には私は入札をし直すというようなことが、それこそ先ほど市長答弁にある入札参加をする機会を均等に与えるという趣旨からいっても必要だと思

うのです。とりわけ今回のこの部分での入札のときには、1回目が不落であります。2回目で落札をしている。そして、1番札と2番札の差が100円なのです。これは余談であります、実際そうなっています。私先ほど言った部分で、私は本来こういう変更をしている内容からすると、指名競争入札のし直しをしなければならないと思うのですが、再度答弁をお願いします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 先ほどご説明申し上げたところですが、この2類については、まず今議員ご指摘のように、アックス・グリーンに搬入するというので入札をしています。市の責務として当然生活環境の保全上支障が生じないうちに収集運搬しなければいけないということを踏まえた場合ですが、ごみの容量、すなわちかさの部分ですが、収集日によって大きく増減した場合でも、当然その日のうちにも収集運搬しなければならないと、継続性を持っていかなければならないという部分がございます。その部分を十分承知したうえで、今回それぞれ大畑地区の4コース、月2回の搬入において、このかさの部分についてごみ量が非常に多いという部分で、当日のうちにアックス・グリーンへ搬入を基本としています。したがって、その日のうちに搬入できなかった分について、一時的に大畑清掃センターに保管して、後日アックス・グリーンに搬入することとしたものでございまして、入札条件の基本的なところの部分についての変更はないと考えています。

そのうえにおいて、契約約款に定めます協議において変更できるという事項がございますので、その事務を進めたものです。これについての変更については、新たな指名競争入札というのが基本ではないかということ、または随意契約という話が出ていますけれども、これは随意契

約ではなくて変更契約というふうなことでございます。変更契約しているかというのを、どれを選択するかについては、また今る説明しましたスムーズな業務の継続ができることを勘案して、市のほうで決定できるかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） 今部長から説明あったのですが、落札をして契約をすると、その業務が、冒頭の答弁でもしていますが、段ボールがかさばって量が多いというか、指定された車両では運搬が不可能だと、こういうふうなことが実態だと思うのですが、しかし一たん契約すると、契約者乙の責任でそれはクリアしなければならないという、私は原則的にそうだと思うのですが、その部分についてはどうなのでしょう。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 最初に、入札のときにある程度、当然、市のほうでしている積算の中に今話した量とかの部分踏まえてございます。しかしながら、今回その量の部分において積算の見込み違い、すなわち重量で見ていた部分ですが、実態として調査したら、重量よりはかさの部分において、キャブオーバーという車で運搬するのでございますけれども、とてもではないが、1日に運び込めるような量でなかったという部分がありました。その部分において、業者と協議して、今回変更契約したというふうなところでございます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） 私簡単に申し上げます。10のものをここに運びますと、幾らのお金で運べますかと。私はこのお金で、その指定された場所までは運べますということで応札しているはずなのです。それがお金で言いますと、このお金でこの量を指定されたところに運べるということですか

ら、私は原則は落札者の責任においてやるべきものだろうと。この辺について、入札の担当が総務部長ですから、お聞きをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） まず、入札に当たっては、資料としてそれこそ示したものについては重量を示してございました。その部分においては、当然入札に参加された業者も、その重量に基づいて事務の見積もりをし、入札に応じたという部分で解釈してございます。しかしながら、現実的に運搬に当たった場合、その重量、具体的な数字は積算部分に触れますので、なかなか申し上げられませんが、その重量を算出して、そこで1日のうちに終わるといふ部分をとらえた積算をしています。しかしながら、先ほども説明しましたけれども、その段ボール、特に段ボールでございますけれども、非常にかさがふえまして、キャブオーバーの荷台から落ちてくるような状況でも運んでいただいたという部分もございまして、それでは業務の遂行がなかなか難しい、また安全性もあるだろうという実態が出てきましたので、その部分において変更契約で応じたというところです。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） 私の見解を含めて次に移りたいと思いますが、仕様書等々含めて資料については指名業者に全部通知をしている。受けた指名業者は、物も含めて熟練しているはずなので、理屈上からしますと。そういう面で応札をして落札をして契約をしているわけでありまして、私は部長の説明とは若干異にしております。

移ります、時間がありませんから。今定例会で公共施設の部分について補正予算措置をしております。これに伴って、現契約のじん芥処理費が幾ら減額になるのでしょうか。見込みも含めてお知らせをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 今のご質問でございますけれども、ただいまその部分については人件費、車両費、または収集箇所数の減という部分も含めまして精査中ということでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） 関連しますが、公共施設の中でも指定管理をしている施設もあります。指定管理をしている施設の廃棄物については、どちらがやるのでしょうか。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 指定管理をしている場所も事業所というふうに見ておりますので、事業系の一般廃棄物となりますので、指定管理者が自らそれこそ搬入して処分するというふうな処理をするというふうを考えております。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） それでは、指定管理の契約している部分について、その部分については今後契約変更が進むと、このような理解でよろしいですか。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） ただいま精査中でございますので、その部分が契約変更になるかならないかも含めまして、精査の結果が出てから、今収集運搬やっている業者と、その部分について協議していくとなっております。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） 済みません、もう時間ですが、あとの項目については再質問できない時間になりました。

この部分は、市民も関心を持っていますが、いろいろ議論させていただきました。最後に、公正公平な入札というふうな面等も含めた法令遵守と、こういう責任ある立場にある市長の見解をお伺いして一般質問を終わりたいと思います。よろ

しくお願いします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 済みません、質問終わってから説明しますけれども、今資料が届きましたので、先ほどの大畑地区の2類の月報の部分でございますけれども、4月が1万4,650キログラム、5月が1万2,110キログラム、6月が3,380キログラム、7月が3万8,530キログラムというふうになっております。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 公正公平を旨として対応してまいります。

○議長（村中徹也） これで、目時睦男議員の質問を終わります。

ただいまの目時睦男議員の一般質問の中で、議長に対して資料提出の要求がございました。

お諮りいたします。議長としては、明日の議会運営委員会のご意見を伺い、適切に処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「さっき部長が」の声あり）

○議長（村中徹也） 資料提出は口頭で答弁したとのことですので、資料提出の要求はなかったことにいたします。

ここで昼食のため午後1時20分まで休憩いたします。

午後 零時12分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

工藤孝夫議員

○議長（村中徹也） 次は、工藤孝夫議員の登壇を求めます。5番工藤孝夫議員。

（5番 工藤孝夫議員登壇）

○5番（工藤孝夫） 日本共産党の工藤孝夫です。むつ市議会第201回定例会に当たり、通告に基づき質問いたします。

第1は、国民健康保険税の減免に関連し、むつ市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予取扱要領についてであります。昨年以降の急激な経済不況により雇用破壊、失業の増大、所得の低下で国民生活は瀕死の状況に陥っています。こうした中、今国民健康保険税が高過ぎて払いたくても払えないと市民から悲鳴が上がっている昨今であります。

これまでも多くの市民や団体の強い要請もあり、市では平成16年8月、むつ市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予取扱要領を作成、公表されています。しかしながら、この制度が利用されにくいものとなっています。それは、この制度を利用するためには、第4条の規定で国保税の滞納がある場合は申請を行うことができないとしていることによるからであります。国保税の高さは、既に限界に達しています。支払う意思があっても負担能力がないために滞納を余儀なくされているのに、この部分の規定によって減免及び徴収猶予の申請ができず、措置が受けられない現状にあります。第3条の生活保護基準や基準最低生活費を下回るほどになることを申請条件とする規定部分も同様であります。

私は、こうした点の条項部分を削除し、地方自治法の本旨に基づき、増大する生活困窮世帯が申請しやすく、活用できる条項に改正すべきことを強く求めるものですが、市の要領活用の現状はどうか、滞納件数、資格証明書及び短期被保険者証数も含めて答弁を求めます。

次に、厚生労働省通知の対応について伺います。厚生労働省は、生活に困窮する国民健康保険被保険者に対する対応についてとして、医療機関の未収金問題の未然防止を目的に、去る7月1日付で

都道府県指定都市あてに通知を出しました。また、さらに7月10日付をもって都道府県に対し、一部負担金減免のモデル事業の実施も通知したのはご承知のとおりです。市民の中で医療機関での窓口負担が心配で医療機関にかかれぬ方、支払いが困難な方を救済することは緊急課題であります。以下、厚生労働省通知による運用の具体化について答弁を求めます。

第1は、医療機関などとの連携による一部負担金減免などの運用について。第2に、国民健康保険担当部局と生活保護担当部局との連携について。第3に、その他の医療機関、国民健康保険担当部局、生活保護担当部局などの連携について。大きくは、以上の3点であります。

質問の第2は、高齢者ひとり暮らし対策について質問いたします。この件については、平成19年9月定例会で横垣成年議員も質問されています。このときにおける市長答弁は、孤独死防止などの安否確認対策として、緊急通報対策事業の充実、システムの構築を図って一定の効果を上げているとのことでした。同時に、電波障害などで地区別で川内地区6名、大畑地区22名、脇野沢地区7名の35名が対象外となっているとされています。そこで第1点に、現在の事業及び稼働実態について地区別に問うものです。

次に、乳酸飲料給付事業についてお尋ねいたします。私は、本年3月のむつ市議会第199回定例会の一般質問の中で、ふるさと雇用再生特別交付金事業とのかかわりで、厚生労働省が例示した対象事業としても、福祉分野のものとしては高齢者宅への配食サービス事業が事例とされていることから、乳酸飲料給付事業の復活を求めたところです。これに対し市長答弁は、当時の財政状況などがあって打ち切った旨の経緯を述べつつ、十分検討に値する事業であり、検討課題とするということでありました。さきに述べたように、ふるさと

雇用再生特別交付金も活用することで、市財政負担も軽減され、事業の趣旨とも合致するものと考えます。以上の観点から、ぜひとも実施に向けて具体化されることを強く求めるものですが、答弁を求めます。

質問の最後は、河川環境について質問いたします。台風や集中豪雨による洪水の被害を防ぐことを目的に、川内中心部より約20キロメートル上流に川内ダムが建設されました。川内ダムは、昭和46年、予備調査に入り、昭和48年、建設省所管の補助事業として採択、地域住民の大きな協力と犠牲を伴いながらも、20年の歳月と総事業費200億円という財源を投じ、平成5年9月、竣工しました。以来16年が経過しましたが、ダムの完成により洪水の発生は低下しました。しかしながら、最近の河川状況は一変しました。川石は、清流特有の黄色から黒褐色となり、ぬるぬるして長い藻が付着して漂うように揺れています。湯野川河川が畑地区で川内川本流に合流していますが、湯野川河川やそのほかの支流には見られません。

さらに驚くことに、ここ数年小魚に奇形魚が見られるようになったことでもあります。地区の方々の証言で、私自身お盆前に釣りを試みましたが、証言どおりに体に黒い砂でも無数についたような小魚が釣れました。地元では、方言でユグイと呼んで昔から食してきた小魚です。また、別な場所では同じ魚ですが、実がえぐられたような全く気味の悪い奇形魚が釣れたというものもあります。これも本流のみであります。ダムができれば川が死ぬと当時は言われたものですが、カワカニと言われたいわゆるモクズガニの姿を今では見ることができません。河川堰の汚れは、川内ダム湖水の水質が影響しているものなのか、奇形魚の釣れるのは、その場所のみに限定されるものなのか、何に起因するものなのか。議会では、年に1回各河川の河口での水質検査が行われ、異常なしとの報告

を受けてきたところです。しかし、述べましたように、河川堰の汚染状態にしても、奇形魚の発生にせよ、明らかにこの数年来本流河川に異常事態が起こっていることは疑いないところであります。河川の汚れが海への汚染へとつながることは申すまでもありません。

以上にかんがみ、私は第1に、上流水系での奇形魚発生原因究明について、第2に、川内ダム湖の影響との関連について、第3に、清流復活の施策についての3点についての見解と同時に、緊急な原因究明調査を求めるものですが、答弁を求めます。

以上、市長及び理事者の誠意あるご答弁を求めて壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 工藤孝夫議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の第1点目、国保医療費一部負担金減免制度につきましては、担当部長から答弁をいたします。

次に、高齢者ひとり暮らし対策についてのご質問にお答えいたします。まず、孤独死防止などの安否確認対策についてでございますが、現在市独自の安否確認対策事業として、緊急通報体制等整備事業を実施しております。これは、在宅のひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯に対して緊急通報装置を貸与し、日常生活での精神的な不安解消と、急病、災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応をすることを目的として実施しております。

緊急通報装置には、警備保障会社を利用した緊急通報システムと青森県社会福祉協議会が実施する福祉安心電話への加入の2種類があります。両者とも利用者にペンダント型の発信器を身につけていただき、発信器のボタンを押すことにより緊急信号が発せられる仕組みとなっており、現在

はむつ地区と大畑地区の一部に緊急通報システムを、川内地区、脇野沢地区及び大畑地区の一部に福祉安心電話を配置して市内全域を網羅しております。なお、利用者数や経費等については担当部長から答弁をいたします。

次に、乳酸飲料給付事業についてのご質問についてお答えいたします。ふるさと雇用再生特別交付金に関連して、独居高齢者等の安否確認を目的とした乳酸飲料給付の事業を具体化すべきとご指摘でございますが、この事業につきましては、平成4年6月から平成16年3月まで実施しておりますが、事業費の面や安否確認が乳酸飲料を配達したわずかな時間に可能かどうか、孤独死防止に効果があるのか、そして今日では栄養不足の高齢者の方々はほとんど見受けられない傾向にあることや、乳酸飲料は嗜好の問題で個人差があることに加えて、地域によっては1週間に1回の配達のみとなること等の面から、平成16年度以降実施しないこととしたものであり、それ以前から実施しておりました緊急通報体制等整備事業により、一層の充実を図ることとした経緯がございます。

緊急通報体制等整備事業につきましては、最も肝心な生命を守り、孤独死防止のリスクを減らすために効果的な事業であり、急病時等の早期発見に即応し、実績を積み重ねている事業でございますので、今後も高齢者の方々の安否確認対策事業の主体として推進してまいりたいと考えております。

また、現時点において乳酸飲料販売事業者に対して乳酸飲料の宅配事業を委託した場合にどのような実施形態になるのか確認したところ、利用者宅を訪問する回数は、基本的には1週間に1回程度となるのではないかとのことです。したがって、恒常的な安否確認ということになりますと、その頻度の点から有効性が確保できないのではないかと憂慮されるところでございます。

むつ市議会第199回定例会における本事業に関する私の答弁につきましては、ふるさと雇用対策事業のご質問に関連した形で雇用の促進とひとり暮らし高齢者の安否確認事業としての乳酸飲料給付事業の組み合わせという観点から検討課題とさせていただきますたいと申し上げたところでございますが、このような検討経緯もあり、ご質問の趣旨である安否確認を第一義としてその充実を図るべきであるとの観点から、むつ市社会福祉協議会が実施しておりますほのぼの交流事業との連携を図りたいものと存じております。これは、ほのぼの交流員というボランティア的な会員の方々により、高齢者の安否確認を行うというものでございますが、このほのぼの交流員の事業をより一層充実するという観点からも、むつ市社会福祉協議会にご協力をお願いして、例えば緊急雇用ふるさと雇用再生事業交付金の対象となっている期間だけでも何人かの会員に専門的に安否確認を実施していただいて、賃金を支給し、これを安否確認事業の検証期間とすることも一つの手法であると存じます。

いずれにいたしましても、交付金事業としては、その採択が前提となりますが、現在実施している緊急通報体制等整備事業の補完的な位置づけとしてこのような検討を進めてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、川内川河川の環境汚染についてのご質問にお答えいたします。第1点目、上流水系での奇形魚発生原因の究明について、第2点目、川内ダム湖の影響との関連について、第3点目、清流復活の施策についてであります。関連がありますので、一括してお答えいたします。

川内川は、下北半島西部に位置し、川内町の中心部を貫流し、延長29.2キロメートルの陸奥湾に注ぐ流域面積203.4平方キロメートルの2級水系河川であります。川内川は、地域住民にとって多

くのかかわりを持ち、古くから親しまれてきた川であります。反面台風や大雨の際にしばしば大きな災害をもたらしてきました。これらの災害防止等を目的に川内川の治水事業が本格的に始まり、昭和50年にダム建設に着手し、平成5年竣工、現在16年を経過しております。

工藤議員の第1点目の質問の中での上流水系とは、川内川と湯野川の合流点から川内ダム間の水系かと思われます。当水系では、ヤマメやイワナ等が多く生息しており、毎年多くの太公望が押しかけ、釣りを楽しんでいる河川であります。これまで奇形魚の報告はなく、驚いているところであります。議員の指摘しております奇形魚とは、ウグイのことかと思われます。魚体の側面に黒い斑点があり、魚体の形が変化したウグイがいると今回初めて聞いた次第です。現地を確認したところ、川底の石は多少黒ずんでぬるぬるしており、ところどころに川藻が生息している状態になっております。下北地域県民局地域連携部むつ環境管理事務所にて水質調査等のデータの提供をお願いして確認したところ、湖鏡大橋、矢櫃大橋で採種した水質検査において、大腸菌群数が基準値を上回る数値となっておりますが、その他の検査結果は基準値以下でありました。奇形魚の発生原因、水質検査データ、川内ダム湖との関連につきましては、今後河川管理者、ダム管理者であります県と連携し、原因の究明に努めてまいりたいと思っております。

清流復活の施策については、青森県では平成14年4月1日に青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例を制定し、平成19年に川内川を指定しております。平成18年12月の川内川流域保全計画の水生生物による水質検査では、きれいな水に生息している指標の生物が9種のうち7種が確認されております。工藤議員のお住まいの畑地区の曲がり淵では、毎年ホタルが見られ、地域の人たちに喜ばれていると聞いております

し、市のホームページにも掲載し、PRに努めているところでもあります。今後とも各関係機関と連携をとりながら、清流の確保に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 工藤孝夫議員の国民健康保険医療費窓口負担一部減免活用の現状、それから厚生労働省通知の対応の具体化についてのご質問の市長答弁に補足説明させていただきます。

初めに、国民健康保険税の滞納の状況等についてであります。本年9月1日現在で国保世帯数1万2,012世帯のうち滞納世帯数は2,402世帯、短期被保険者証交付世帯数は1,067世帯、資格証明書交付世帯は231世帯であります。国民健康保険医療費一部負担金減免制度についてのご質問の1点目、窓口負担一部減免の活用状況についてであります。まず国民健康保険法では、特別な理由により一部負担金を支払うことが困難な被保険者に対しては、一部負担金の減額及び免除並びにその徴収を猶予することができることと規定されております。この規定に基づき、むつ市では平成16年8月に減免の対象者及び収入基準等を定めたむつ市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予取扱要領を制定しております。また、その内容を被保険者証更新時に同封するパンフレットに記載し、被保険者の皆様にお知らせしているところでございます。

この制度の活用状況でございますが、取扱要領制定後本年8月末までの減免件数は1件であります。減免件数が少ないのは、減免対象が突発的な事態により収入が著しく減少したときなどに限定されていることに加え、議員ご指摘のように、減免事由発生日の以前の国民健康保険税に滞納がある場合申請をすることができないという条項の規定も、その一因であると考えております。これら

の規定は、一部負担金の減免には財政負担が伴うこと、また納税しているほかの被保険者との公平と均衡を保つ必要があることから、一律無条件に減免を行うことは適当でないため設けられたものであります。本当に困っている方が必要な減免が受けられず、受診控えを招くような事態になることは避けなければならないことから、今後減免基準等の見直しも検討しなければならない課題であると認識いたしております。

次に、ご質問の第2点目、厚生労働省通知に対する対応についてであります。これは本年7月1日付で生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応について、医療機関の未収金対策という観点から医療機関と保険者の連携による一部負担金減免等の適切な運用並びに国保担当部局と生活保護担当部局との連携等を求める通知でありまして、具体的には3点ございまして、1点目が医療機関との連携による一部負担金減免等の適切な運用でありまして、この一部負担金の減免、徴収猶予の措置をとるに当たりましては、医療機関及び生活保護担当部局とも情報を共有し、対象者に対して適切に制度が適用されるよう努めることとなっております。

2点目としては、国民健康保険担当部局と生活保護担当部局との連携をとりまして、国民健康保険担当部局においては日ごろより保険料や一部負担金の減免措置が適用されている世帯の状況変化に留意しつつ、必要に応じ生活保護等の相談が可能となるよう国民健康保険担当部局と生活保護担当部局の連携強化を図ること、また2点目として生活保護が廃止となるものについての連絡でございます。この部分については、国民健康保険担当部局とも必要な連絡をとることとなっております。

3点目としては、医療機関、国民健康保険担当部局、生活保護担当部局の3者が連携して十分な

情報提供ときめ細やかな相談対応ができるようにするというふうな趣旨でございます。この数値の趣旨を生かした対応に努めてまいりたいと考えております。

また、厚生労働省では、各都道府県一市町村程度を選定し、本年9月1日から平成22年3月まで一部負担金減免の適切な運用に係るモデル事業を実施し、その結果を検証し、平成22年度中には全市町村において適切な運用が行われるよう一定の基準を示す予定とのこととあります。それが示され次第、基準に整合するよう取扱要領を改正することになると思われまますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 工藤議員ご質問の高齢者ひとり暮らし対策、孤独死防止などの安否確認対策について市長答弁に補足説明させていただきます。

ひとり暮らし高齢者等の安否確認事業として緊急通報体制整備事業の実績等についてご説明申し上げます。まず、各地区のひとり暮らしの65歳以上の高齢者数でございますけれども、平成21年8月末現在、むつ地区では1,222人、川内地区は223人、大畑地区は297人、脇野沢地区は92人で、市全体では1,834人となっております。平成20年度実績から緊急通報体制等整備事業を利用している方は、合計で142人でございますけれども、内訳といたしまして、むつ地区が96人、大畑地区が35人、川内地区6人、脇野沢地区5人となっております。

次に、1人当たりの費用についてでございますけれども、警備保障会社による緊急通報システムの経費は、1人につき月額3,927円、青森県社会福祉協議会の福祉安心電話の経費は月額1,000円で、両者とも市が全額負担をしております。なお、

平成20年度の経費年間総額は560万9,311円となっております。

次に、緊急通報の通報状況でございますけれども、年間通報数は平成20年度実績で40件の通報がございました。そのうち緊急搬送された方がむつ地区で10人、大畑地区2人という結果が報告されております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（工藤孝夫） むつ市の国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予取扱要領の件でありますけれども、今の部長答弁でも8月までにこの5年間で1件のみの数しかなかったということです。いかに申請しづらいものになっているかということだと思っております。

また、国保世帯で言えば、前年の9月1日と、それからことしの9月1日で対比してみれば、後期高齢者分がずっとふえて、国保世帯数が減っているのに滞納割合がふえて、さらにその滞納世帯の中で資格割合がふえているということですから、非常に国保の負担がいかに市民に重くのしかかっているかということがわかるわけです。そうということでお尋ねしたいわけですがけれども、部長答弁では、厚生労働省の通知が出され、それが決定されるということになれば、速やかにそれに準じたものになるだろうという答弁でありましたけれども、ではその約1年間、今の要領でいくのかどうかということ、これをまず第一にお聞きいたします。

それから、厚生労働省の通知で、これが実行されていった場合には、預貯金等の基準、これはどうなるのか。それから資産の有無、これがどうなるのか。

それから、3点目に保険料の完納、この有無がどうなるのか。この3点についてまずお聞きいたします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 工藤孝夫議員から2点ほどまとめたご質問と承りました。まず今の要領といたしますか、この部分を継続していくのかと、まだ来年に向けて1年あるだろうということでございますけれども、今現在これを定めておりますので、この規定が国から示される、緩和措置といたしますか、そういうものが示されないうちは、財政負担を伴いますので、またそのほかの被保険者との公平、均衡を保つ意味からこの要領を定めてございますので、今のところは速やかにこれを見直すということまでいかないのではないかなと思っています。いずれにしても、ただこのような対応策が示されてございますので、それに沿った趣旨で今はこの要領を運用していくというふうなことになるかなとは考えております。我々もその部分については、十分意を用いて相談体制を整えていきたいなと思っております。また、連携をしていくことになろうと思えます。

次に、預貯金、資産、それから保険料の完納部分でございますけれども、この部分についても生活保護の基準等と照らし合わせた運用をされておりますので、それに沿った形で現在はいくのかなと考えていますし、また今モデル事業等も展開されているところでございますので、その結果を踏まえながら、この部分についても見直しを図っていくというふうなことでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（工藤孝夫） 生活に困窮する市民の目線、立場に立って、よりよい要領をつくっていただきたいという、この点については要望しておきたいと思えます。

次に、乳酸飲料給付事業のことでありますけれども、結論的に言えば、なお検討すると、こういうことだと思えます。前向きに検討されるという

ことよろしいでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先般工藤孝夫議員からのご提言を受けました。これは非常に前向きに検討を加えたわけでございます。そして、仮に実施した場合どういうふうな状況になるのかということで、乳酸飲料販売事業者、例のあの乳酸飲料を扱っている事業者、その宅配事業を委託した場合どういうふうな実施形態になるのか確認をいたしました。そうしましたら、ほとんどのところには週1回配布ができるだけであるというふうなことでございます。そうすると、毎日配布するとなると、7本が週1回配布というふうなことになるわけでございます。そうしますと、孤独死を防ぐための見方、見地からすると、1週間というふうなことは、事業としての効果の面、この部分非常に有効性が確保できないというふうな判断に今至っているところでございます。ですので、先ほど壇上でもお答えしましたように、社会福祉協議会で実施しておりますほのぼの交流事業とのミックスを考えた、連携を深めたとり方のほうが、おひとり暮らしの高齢者の方々のご家庭に頻りに顔を出す機会がふえるのではないかとというほうにハンドルを切り始めているというふうな状況でございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（工藤孝夫） 先ほどの部長答弁で、私聞き漏らしたかと思うのですが、決算資料からいきますと、この事業で、たしか去年は1人当たり1カ月3,927円で、総額で699万7,000円、こうなっているわけですね。ことしは幾らでしょうか。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 先ほどお話ししたのは、通報体制のことでございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（工藤孝夫） 通報体制の問題で今聞きました

た。お願いいたします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 通報体制のほうでございますけれども、緊急通報体制に2種類ございまして、警備保障会社に委託しているものにつきましては、1人当たり月額3,927円、青森県社会福祉協議会の福祉安心電話の経費が月額1,000円でございます。平成20年度の決算といたしましては、560万9,311円となっております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（工藤孝夫） 今、川内川で起こっている異常な状況について、調査するということになりました。市長、奇形魚の現物なり写真なりごらんになりましたでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 奇形魚の現物は拝見しておりませんが、写真として拝見しております。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（工藤孝夫） 私冒頭で自分自身が行って釣ったという話をいたしました、お盆前に。おととい夕方行って同じ場所で試みました。現物も下に置いてあるのですけれども、全く同じなのです。ですから、せっかくの機会ですから、市長、後で見たい。そのほうが写真よりも鮮明で実感としてわかりになるだろうと思います。

市長もご存じのように、今大間町奥戸では、ダム建設をめぐって漁民の間で大変な反対運動寸前までいっているという報道がなされました。それだけ今河川が汚れているということが、特に川内川の場合は言えるのです。竣工して3カ月後に赤潮が発生して、漁業関係者も内水面の皆さんも非常に緊張したときがありました。それはおさまったのですけれども、翌春の6月に調査したところ、BOD、それが3倍の基準となったということで、今はおさまっているというようなことですけ

れども、非常にそういう危惧されている現状が今ありますので、すぐ結論が出るというものではないと思うのです。すぐ結論が出なくてもいいです。ゆっくりと、余りゆっくりではだめだけれども、じっくりと根本原因を調査して、そして対策をぜひとっていただきたいという強い要望を持っております。これについても再度市長の答弁をお願いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私が拝見したのは、多分工藤孝夫議員が釣られたその奇形魚の写真だと思います。そして、先ほど壇上でもお話しありましたように、捕獲場所が川内川から畑との合流の地点の間でのこの釣った魚と。それから、畑から川内市街地のほうの状況では、それらは見られないというふうな報告も受けております。ですから、それが何に起因しているのかというふうなことは、ゆっくりではなく、じっくりと調査をまた河川のほうの管理者であり、ダムの管理者であります県と連携をして、じっくりとこの原因究明に努めていかなければいけないだろうと、このように思います。

ダムのお話がありましたけれども、そのことにつきましては、私今大間町とかそちらのほうでの動きについては承知をしておりませんし、また仮にお話の中で川内ダムができてから赤潮とかBODの値が上がった、しかしながらその後改善されているというふうなこともあります。その赤潮が発生したということも承知しておりません。しかしながら、それが改善されたということは、一時的に自然の体系がちょっと狂ったわけでございますので、その部分でそういうふうな影響が出たのかなと、素人なりの今見方をしておりますけれども、それはそれとして今回のその奇形魚につきましては、じっくりと原因の調査に取り組まなければいけないだろうと。時折工藤議員の釣り上げ

た釣果を私どもにお示しをしていただければ、その状況がよりわかるかなど、このように思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（村中徹也） これで、工藤孝夫議員の質問を終わります。

日程第2～日程第3 議案質疑、委員会付託

議案第81号

○議長（村中徹也） 次は、日程第2 議案第81号 工事請負契約についてを議題といたします。

本案は、市立第三田名部小学校改築工事の建築工事に係る工事請負契約を締結するためのものがあります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第81号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第81号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第82号

○議長（村中徹也） 次は、日程第3 議案第82号 工事請負契約についてを議題といたします。

本案は、市立第三田名部小学校改築工事の給排水衛生設備工事に係る工事請負契約を締結するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第82号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第82号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明9月16日は浅利竹二郎議員、横垣成年議員、新谷功議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時04分 散会